

第368回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(企業庁関係付託議案)

第114号議案 令和 5 年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

第115号議案 令和 5 年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

第116号議案 令和 5 年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

企 業 庁

1 令和5年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	2,649,014,395円（うち当年度純利益 2,526,414,395円）
2	利益剰余金処分類	2,649,014,395円
(1)	減債積立金	126,400,000円（当年度純利益の5%相当額）
(2)	建設改良積立金	2,400,014,395円（当年度純利益から(1)を除いた額）
(3)	資本金への組入	122,600,000円（積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入）
3	繰越利益剰余金	0円

2 令和5年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	944,020,710円（うち当年度純利益 903,220,710円）
2	利益剰余金処分類	944,020,710円
(1)	減債積立金	45,200,000円（当年度純利益の5%相当額）
(2)	建設改良積立金	858,020,710円（当年度純利益から(1)を除いた額）
(3)	資本金への組入	40,800,000円（積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入）
3	繰越利益剰余金	0円

3 令和5年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	1,646,385,426円（うち当年度純利益 282,079,672円）
2	利益剰余金処分類	172,000,000円
(1)	解体等積立金	172,000,000円（将来必要となる太陽光パネル解体に係る費用）
3	繰越利益剰余金	1,474,385,426円

令和6年9月19日
建設常任委員会資料

第368回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第104号議案	令和6年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）中 第1表 歳出関係部分	2
第111号議案	県が行う建設事業についての市町負担額の決定	4
第113号議案	兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業変更について の同意	8
第121号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事工 事請負契約の変更	10

土 木 部

令和6年度9月補正予算について [土木部]

補正予算の規模

(単位：千円)

区分	既定予算額 a	今回補正額 b	財源内訳				合計 a+b
			国庫	特定	起債	一般	
一般会計	125,996,465	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600	131,395,465
特別会計	5,097,509	0	0	0	0	0	5,097,509
小計	131,093,974	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600	136,492,974
流域下水道 事業会計	57,730,134	0	0	0	0	0	57,730,134
合計	188,824,108	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600	194,223,108

施策別の規模

(単位：千円)

区分	補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
2 県民生活の安心・安全の確保	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600
(1) 社会基盤の充実・強化 (公共事業等内示増対応)	5,381,000	2,761,500	52,200	2,291,700	275,600
① 公共事業	5,148,000	2,761,500	52,200	2,082,000	252,300
② 国直轄事業負担金	233,000	0	0	209,700	23,300
(2) 県民の安全・安心の基盤づくり	18,000	18,000	0	0	0
ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策	18,000	18,000	0	0	0
合計	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600

社会基盤の充実・強化

■ 公共事業内示増への対応：53.8億円

➤ 社会基盤の充実・強化を図るため、公共事業の国内示増に対応し、高規格道路の整備などを推進

○ 公共事業

（単位：百万円）

区分		事業費	主な箇所	事業内容
通常	道路	4,756	国道178号浜坂道路Ⅱ期（新温泉町）	IC改良工等
	海岸	24	内田海岸（洲本市）	礫養浜
災害	道路	368	加古川小野線 東播磨道（小野市）	法面復旧
計		5,148		



浜坂道路Ⅱ期（新温泉町）

○ 国直轄事業

（単位：百万円）

区分		事業費 （県負担額）	主な箇所	事業内容
通常	砂防	131	六甲山系（神戸市）	砂防堰堤等
	海岸	102	東播海岸（神戸市）	用地補償、護岸工
計		233		

県民の安全・安心の基盤づくり

■ ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策：0.2億円

○ 県管理河川での緊急防除の実施：1,800万円

農業被害の発生が懸念される県管理河川について、緊急防除を実施

・ 実施箇所 瀬戸川、喜瀬川、山路川

第111号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	芦屋市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	たつの市	〃
	太子町 佐用町	〃 〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	佐用町 新温泉町	〃 〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	高砂市	〃
	三田市	〃
	養父市	〃
	朝来市	〃
	宍粟市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町 佐用町 香美町	〃 〃 〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市 丹波篠山市	〃 〃

	養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 たつの市 猪名川町 市川町 神河町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	工事費に100分の5を乗じて得た額 " " " " " " " " " " "
県単独急傾斜地崩壊対策事業	神戸市 姫路市 西宮市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 丹波篠山市 養父市 南あわじ市 朝来市 宍粟市 たつの市 多可町 神河町 佐用町 新温泉町	工事費に10分の1を乗じて得た額 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
県単独港湾改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫路市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 川西市 たつの市 新温泉町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 " " " " " " "
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外)	尼崎市 加古川市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 "
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	加古川市 高砂市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 "

<p>県単独街路事業</p>	<p>姫路市 尼崎市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 高砂市 川西市 たつの市 新温泉町</p>	<p>事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>流域下水道事業建設改良事業 (公共事業流域下水道事業)</p>	<p>神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町</p>	<p>{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を乗じて得た額 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額 〃</p>
<p>流域下水道事業建設改良事業 (県単独流域下水道事業)</p>	<p>神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市</p>	<p>事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>

	加西市 穴栗市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町	事業費に2分の1を乗じて得た額 " " " " " " "
流域下水道事業建設改良事業 (流域下水汚泥処理事業)	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 三田市 穴栗市 たつの市 太子町	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額 " " " " " " " " " "

第113号議案 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業変更についての同意

遠阪トンネル有料道路において、料金徴収期間の延長等を行うにあたり、兵庫県道路公社から事業変更の同意申請があったことについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により同意しようとする。

1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、次のとおり変更する。

(1) 料金の徴収期間

大規模修繕・更新の資金を確保するため、料金徴収期間を「令和8年1月18日まで」から「令和23年3月31日まで」に改める。

(2) 料金の額

ア 社会実験

社会実験の事務手続を明確にするため、本項を新たに記載する。

[記載内容]

社会実験として、以下のとおり料金設定又は料金割引ができるものとする。

イ 割引をする自動車

料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 料金の額

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて料金の額又は割引率を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

全区間とする。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

イ 企画割引

企画割引の事務手続を明確にするため、本項を新たに記載する。

[記載内容]

償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

- ロ 割引率
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
- ニ 適用区間
全区間とする。
- ホ 事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

第121号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事
請負契約の変更

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1, 948, 156, 100円	2, 011, 150, 390円	62, 994, 290円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
177, 105, 100円	182, 831, 853円	5, 726, 753円

3 契約の相手方

神戸市中央区伊藤町^{いとうまち}1 1 9 番地

ピーエス・コンストラクション・コーアツ工業特別共同企業体

(代表者)

ピーエス・コンストラクション株式会社 神戸営業所

所長 ^{かたおか}片岡 ^{まさみち}正通

(構成員)

コーアツ工業株式会社 神戸営業所

所長 ^{おおば}大場 ^{じゅんいちろう}順一郎

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

令和 6 年 9 月 19 日
建設常任委員会資料

令和 6 年 9 月兵庫県議会提出議案審査参考資料

【条 例】

第 106 号議案	建築基準条例の一部を改正する条例	…… 2
第 107 号議案	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	…… 4

【事件決議】

第 112 号議案	国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定	…… 5
第 122 号議案	県営新多聞住宅第 2 期建築工事請負契約の変更	…… 6
第 123 号議案	県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の変更	…… 7
第 124 号議案	兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の変更	…… 8
第 125 号議案	兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更	…… 9
第 126 号議案	兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更	…… 10
第 127 号議案	兵庫県庁本庁舎第 3 号館計画修繕建築工事請負契約の締結	…… 11
第 128 号議案	兵庫県庁本庁舎第 3 号館計画修繕機械設備工事請負契約の締結	…… 12
第 129 号議案	兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事請負契約の締結	…… 13
第 130 号議案	県営洲本宇原住宅建築工事請負契約の締結	…… 14

まちづくり部

第106号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を附加している。
- (2) 法の一部改正により、既存不適格建築物（法律・条例等の施行又は適用前から存在している建築物で、法律等の改正による改正後の基準（以下、「現行基準」という。）に適合しなくなったものをいう。以下同じ。）において、特定の範囲で行う増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）又は用途変更の場合は、現行基準に適合しない既存部分に現行基準を適用しないこととする制限の緩和に係る規定について、当該緩和の範囲が拡充されたことを踏まえ、条例における既存不適格建築物に対する制限の緩和に関する規定について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 増築等に対する制限の緩和の見直し（第27条の8関係）

- ア 増築及び改築（以下「増改築」という。）に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。）の合計が基準時（法の規定により、条例の規定の適用を受けない建築物について、引き続き条例の規定（規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における延べ面積の20分の1を未滿で、かつ、50平方メートル以内の増改築をする場合において、当該増改築をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付け等その他の特殊建築物に関する附加基準等の一部を適用しないものとする。
- イ 火熱遮断壁等の設置により既存不適格部分を区画して増改築をする場合において、当該増改築をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付け等その他の特殊建築物に関する附加基準等の一部を適用しないものとする。
- ウ 既存不適格建築物の屋根又は外壁等の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、当該大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付け等その他の特殊建築物に関する附加基準等の一部を適用しないものとする。
- エ 独立部分（基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分をいう。以下同じ。）が2以上ある既存不適格建築物の増築等をする場合において、当該増築等をする独立部分以外の独立部分には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付け等その他の特殊建築

物に関する附加基準等の一部を適用しないものとする。

オ 既存不適格建築物の増築等をする場合において、当該増築等をする部分以外には、興行場の主階の前面広間等の幅の制限等の避難施設に関する附加基準等の一部を適用しないものとする。

(2) 用途の変更に対する制限の緩和の見直し（第27条の9関係）

ア 独立部分が2以上ある既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分には、建築物の一部に設ける自動車車庫等の開口部の制限等の特殊建築物に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

イ 既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする部分以外には、興行場の主階の前面広間等の幅の制限等の避難施設に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

3 施行期日

公布の日

第107号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

建築基準法の一部改正により、国、都道府県等が建築物を建築する場合等においても民間の指定確認検査機関が審査、検査等ができる旨の規定が追加されることに伴い、使用料及び手数料徴収条例で引用している国、都道府県等の建築物に対する手続きを定める規定について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

建築基準法の引用条文を改める（別表第4関係）。

3 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

第112号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

第122号議案 しんたもん 県営新多聞住宅第2期建築工事請負契約の変更

第367回兵庫県議会において議決のあった、第100号議案 営新多聞住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営新多聞住宅第2期建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,743,500,000円	1,782,135,300円	38,635,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
158,500,000円	162,012,300円	3,512,300円

3 契約の相手方

神戸市西区^{おおつわ}大津和一丁目6番地の2

^{かんけん} 関建・^{まるしょう} 丸正特別共同企業体

(代表者)

^{かんさい} 関西建設工業株式会社

代表取締役 ^{ひらおか} 平岡 ^{ゆうすけ} 勇介

(構成員)

^{まるしょう} 丸正建設株式会社

代表取締役社長 ^{きたなみ} 北浪 ^{こういち} 孝一

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第123号議案 県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の変更

第360回兵庫県議会において議決のあった、第105号議案 県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
885,500,000円	955,199,300円	69,699,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
80,500,000円	86,836,300円	6,336,300円

3 契約の相手方

神戸市長田区^{にしりいけちよう}西尻池町二丁目3番30号

^{みなとけんせつ}湊建設工業株式会社

代表取締役 藤本 ^{よしひろ}義博

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第 124 号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の変更

第 365 回兵庫県議会において議決のあった、第 109 号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
3, 215, 341, 800円	3, 258, 156, 000円	42, 814, 200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
292, 303, 800円	296, 196, 000円	3, 892, 200円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 19 号

だいほう しんこうこうさん ますだ
大豊・神鋼興産・益田特別共同企業体

(代表者)

だいほうけんせつ
大豊建設株式会社神戸営業所

所長 かしわ かずなり
相 和成

(構成員)

ディーシーレシんこう
・ T C 神鋼不動産建設株式会社

代表取締役社長 きた よしお
北 芳男

・ 株式会社益田工務店

取締役社長 ながい かんじ
永井 完次

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第 125 号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
705, 136, 300円	710, 653, 900円	5, 517, 600円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
64, 103, 300円	64, 604, 900円	501, 600円

3 契約の相手方

神戸市中央区京町70番地

すみとも ひらお
住友・平尾特別共同企業体

(代表者)

すみともでんせつ
住友電設株式会社神戸支店

支店長 にいの よしゆき
新野 義幸

(構成員)

ひらおでんこう
平尾電工株式会社

代表取締役 ひらお ひでき
平尾 秀樹

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第 126 号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第176号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
651, 630, 100円	655, 933, 300円	4, 303, 200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
59, 239, 100円	59, 630, 300円	391, 200円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町6丁目9番1

精研・三神特別共同企業体

(代表者)

株式会社精研神戸営業所

所長 久保田 博之

(構成員)

三神工業株式会社

代表取締役 高谷 俊則

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第127号議案 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事請負契約の締結

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

- 1 工事名
兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事
- 2 契約金額
888,800,000円
- 3 契約の相手方
兵庫県たつの市龍野町大道486-1
株式会社龍野土木
代表取締役 かみやま 神山 さとし 聡志
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所
神戸市中央区下山手通四丁目17番3
 - (2) 工事内容
計画修繕建築工事
第3号館 建築工事
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階、地下4階、塔屋2階、延べ面積28,307.45㎡、
建築面積1,677.64㎡
 - (3) 工期
令和7年12月25日限り
- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式
公募型一般競争入札
 - (2) 入札参加者数
9者
 - (3) 最低入札金額
829,950,000円
 - (4) 最高入札金額
1,094,500,000円

第128号議案 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事請負契約の締結

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事

2 契約金額

1,617,000,000円

3 契約の相手方

神戸市垂水区舞子坂1丁目10番36号

有元^{ありもと}・トータル^{たおか}・田岡^{たおか}特別共同企業体

(代表者)

有元^{ありもと}温調^{おんちよう}株式会社

代表取締役 有元^{ありもと} 久雄^{ひさお}

(構成員)

・株式会社トータル

代表取締役 福羅^{ふくろ} 慎治^{しんじ}

・田岡^{たおか}企業株式会社

代表取締役 田岡^{たおか} 猷一郎^{けんいちろう}

4 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市中央区下山手通四丁目17番3

(2) 工事内容

機械設備（空気調和、換気、衛生設備外）工事

第3号館 鉄骨鉄筋コンクリート造 14階建、地下4階、塔屋2階、

延べ面積28,307.45㎡

(3) 工期

令和7年12月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,617,000,000円

(4) 最高入札金額

1,617,000,000円

第 129 号議案 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事 請負契約の締結

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事

2 契約金額

534,600,000円

3 契約の相手方

明石市相生町2丁目2番12号

辻建設株式会社

代表取締役 平岡 勝功

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古郡播磨町北古田一丁目88番1

(2) 工事内容

増築校舎外建築工事

ア 増築棟

鉄筋コンクリート造4階建、塔屋1階 延べ面積1,934.16㎡、建築面積559.54㎡

イ 渡廊下

鉄骨造1階建、延べ面積—㎡、建築面積50.80㎡

ウ 屋外附帯工事

雨水排水工事、グラウンド整備工事 一式

(3) 工期

令和7年9月30日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

14者

(3) 最低入札金額

534,600,000円

(4) 最高入札金額

610,500,000円

第 130 号議案 県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事請負契約の締結

県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

- 1 工事名
県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事
- 2 契約金額
1,342,000,000 円
- 3 契約の相手方
南あわじ市^{かしゅう}賀集823番地
^{もりちよう}森長・^{あわじ}淡路特別共同企業体
(代表者)
株式会社^{もりちようぐみ}森長組
代表取締役 ^{もり}森 ^{ひろふみ}宏文
(構成員)
^{あわじどけん}淡路土建株式会社
取締役社長 ^{こといだに}琴井谷 ^{たかし}隆志
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所
洲本市^{うはらたんがした}宇原鍛冶ヶ下755-1 他
 - (2) 工事内容
住棟 鉄筋コンクリート造 6階建 1棟
延べ面積 4,892.09 m²
 - (3) 工期
令和8年3月31日限り
- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式
公募型一般競争入札（価格競争方式）
 - (2) 入札参加者数
1者
 - (3) 最低入札金額
1,342,000,000円
 - (4) 最高入札金額
1,342,000,000円